

平成23年4月1日
岩手県の景観行政が変わりました。
岩手県景観計画に基づく
新しい届出制度が行われています。

岩手県景観計画に基づく『行為の届出制度』について

岩手県では、平成5年に制定した「岩手の景観の保全と創造に関する条例」を全面改正し、景観法に基づく「景観行政団体」として「岩手県景観計画」を定め、これまでの条例に基づく届出制度から、景観法の枠組みを活用した届出制度へ移行することにより、更なる、良好な景観形成を推進することとしたところです。

この景観計画では、計画の区域（景観計画区域）を景観上の特性に応じて区分し、景観形成基準を定めています。

県が、目指すべき岩手らしい景観像を示しながら、市町村、事業者、県民と連携・協働し、美しく風格ある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、そして個性的で活力ある地域社会の実現を図ることとしたところです。

平成23年4月1日以降、景観計画区域内において、一定規模以上の建築物の建築や物の堆積などを行う場合は、景観形成基準に沿った対応が求められるとともに、届出が必要となります。

このたび、届出が必要な行為や規模、景観形成基準、届出の手順、届出様式等の届出に必要な事項についてまとめましたのでご活用ください。

新たな制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

目次

1	景観計画区域	p 1
2	届出対象行為	p 2
	・一般地域内での届出対象行為	
	・重点地域内での届出対象行為	
	・届出の対象外となる行為	
3	届出等の手続きの流れ	p 7
4	景観形成基準	p 9
	・一般地域景観形成基準	
	・重点地域景観形成基準	
5	行為（変更）届出書	p 14
6	届出書に添付する書類	p 15
7	適合審査への対応	p 17
8	事前相談及び届出先	p 19

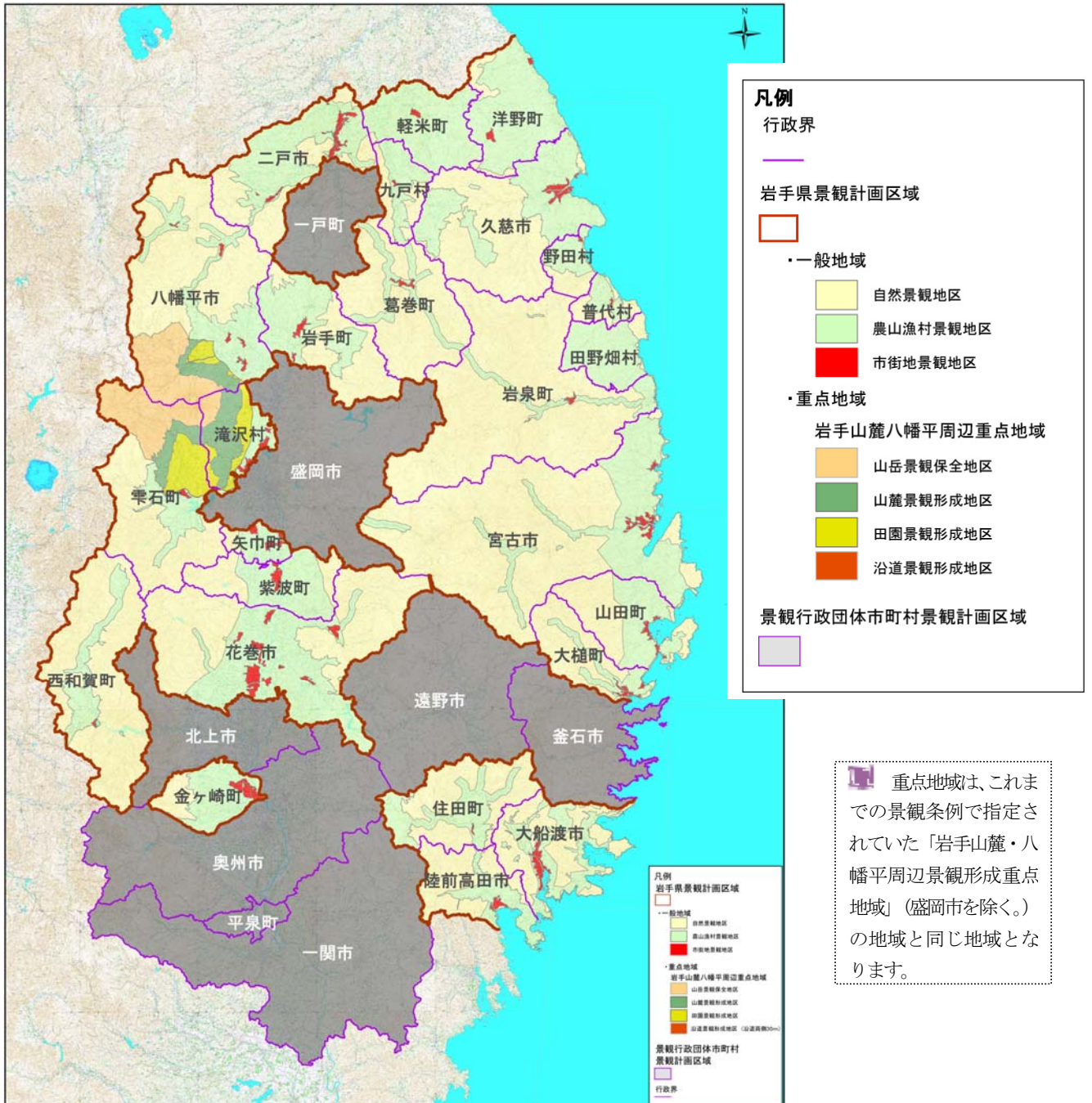
1. 景観計画区域

岩手県では、すでに景観法に基づく景観行政団体である市町村(※)の区域を除く、岩手県の全域を「景観計画区域」とし、さらに、景観計画区域を景観上の特性に合わせ地域地区に区分し、届出対象となる行為(「届出対象行為」と、地域地区ごとの良好な景観を形成するための基準(「景観形成基準」)を定めています。

景観計画区域内で行われる一定規模以上の行為については、行為に着手する前に届出や通知が必要になるとともに、景観形成基準に沿った対応が求められることとなります。

景観行政団体である市町村：盛岡市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、平泉町、一戸町(平成25年1月1日時点)

【参考図 岩手県景観計画 景観計画区域】



重点地域は、これまでの景観条例で指定されていた「岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域」(盛岡市を除く。)の地域と同じ地域となります。

※ 地域・地区の確認は、次のホームページより確認できます。

<http://gisweb.pref.iwate.jp/guide/index.html>

いわてデジタルマップ

検索

2. 届出対象行為

届出の対象となる行為は次の通りです。

景観計画区域内の一般地域と重点地域では、届出の対象となる規模がそれぞれ異なりますので、事前に確認をお願いします。

◆ 一般地域内での届出対象行為

行為類型	対象となる規模																
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 建築物の新築又は移転 次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ13m (2) 軒高9m (3) 延べ床面積1,000㎡ 2 建築物の増築又は改築 (1) 1の規模に該当する建築物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア 当該行為に係る床面積の合計が200㎡ イ 当該行為に係る床面積の合計が、当該増築又は改築前の延べ床面積の2割 (2) 当該行為により、1の規模に該当する規模となる建築物の増築又は改築 3 1の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更前の屋根の面積の2割を超えるもの又は外壁の面積の2割を超えるもの																
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 工作物の新設又は移転 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設又は移転 <table border="1" data-bbox="534 981 1406 2114"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙突、排気塔その他これらに類するもの</td> <td rowspan="10">高さ13m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは、5m） 又は築造面積1,000㎡</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設</td> </tr> <tr> <td>コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</td> </tr> <tr> <td>自動車車庫の用途に供する施設</td> </tr> <tr> <td>石油、ガス、飼料等の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設</td> </tr> <tr> <td>彫像、記念碑その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>擁壁、さく、塀その他これらに類するもの</td> <td>高さ5m</td> </tr> <tr> <td>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）</td> <td>高さ20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは、10m）</td> </tr> </tbody> </table>	類型	規模	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ13m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは、5m） 又は築造面積1,000㎡	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	自動車車庫の用途に供する施設	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	彫像、記念碑その他これらに類するもの	擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5m	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	高さ20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは、10m）
類型	規模																
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ13m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは、5m） 又は築造面積1,000㎡																
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの																	
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの																	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設																	
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設																	
自動車車庫の用途に供する施設																	
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設																	
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設																	
彫像、記念碑その他これらに類するもの																	
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの		高さ5m															
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	高さ20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは、10m）																

	<table border="1"> <tr> <td>空中線系（その支持物を含む。） ※ 携帯電話鉄塔、アンテナ等</td> <td>高さ（工作物が建築物と一体となつて設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）15m</td> </tr> <tr> <td>自動販売機（自然景観地区において屋外に設置されるものに限る。）</td> <td>高さ1m</td> </tr> </table>	空中線系（その支持物を含む。） ※ 携帯電話鉄塔、アンテナ等	高さ（工作物が建築物と一体となつて設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）15m	自動販売機（自然景観地区において屋外に設置されるものに限る。）	高さ1m
空中線系（その支持物を含む。） ※ 携帯電話鉄塔、アンテナ等	高さ（工作物が建築物と一体となつて設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）15m				
自動販売機（自然景観地区において屋外に設置されるものに限る。）	高さ1m				
	<p>2 工作物の増築又は改築</p> <p>(1) 1の規模に該当する工作物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>ア 当該行為に係る築造面積が200㎡</p> <p>イ 当該行為に係る築造面積が、当該増築又は改築前の築造面積の2割</p> <p>(2) 当該行為により、1の規模に該当する規模となる工作物の増築又は改築</p> <p>3 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更前の面積の2割を超えるもの</p>				
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ5mかつ長さ10m</p> <p>(2) 面積3,000㎡</p>				
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ5mかつ長さ10m</p> <p>(2) 面積3,000㎡</p>				
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>堆積の期間が90日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 高さ5m</p> <p>(2) 面積1,000㎡</p>				
水面の埋立て又は干拓	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 面積3,000㎡</p> <p>(2) 生じるのり面又は擁壁 高さ5mかつ長さ10m</p>				

※1 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

※2 再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

◆ 重点地域内での届出対象行為

行為類型	対象となる規模																													
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 建築物の新築、増築、改築又は移転 次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ13m (2) 延べ床面積10㎡ 2 1の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更に係る部分の面積が10㎡を超えるもの																													
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 工作物の新設、増築、改築又は移転 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設、増築、改築又は移転 <table border="1" data-bbox="536 577 1358 1933"> <thead> <tr> <th data-bbox="536 577 1018 618">類型</th> <th data-bbox="1018 577 1358 618">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 618 1018 707">煙突、排気塔その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="1018 618 1358 707">高さ5m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 707 1018 797">鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="1018 707 1358 797"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 797 1018 887">高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="1018 797 1358 887"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 887 1018 1037">観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設</td> <td data-bbox="1018 887 1358 1037">高さ5m又は築造面積10㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1037 1018 1155">コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</td> <td data-bbox="1018 1037 1358 1155"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1155 1018 1245">自動車車庫の用途に供する施設</td> <td data-bbox="1018 1155 1358 1245"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1245 1018 1335">石油、ガス、飼料等の貯蔵施設</td> <td data-bbox="1018 1245 1358 1335"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1335 1018 1440">汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設</td> <td data-bbox="1018 1335 1358 1440"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1440 1018 1514">彫像、記念碑その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="1018 1440 1358 1514"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1514 1018 1603">擁壁、さく、塀その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="1018 1514 1358 1603">高さ1.5m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1603 1018 1738">電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物も含む。)</td> <td data-bbox="1018 1603 1358 1738">高さ10m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1738 1018 1821">空中線系(その支持物を含む。) ※ 携帯電話鉄塔、アンテナ等</td> <td data-bbox="1018 1738 1358 1821"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1821 1018 1933">自動販売機(山岳景観保全地区及び山麓景観保全地区において屋外に設置されるものに限る。)</td> <td data-bbox="1018 1821 1358 1933">高さ1m</td> </tr> </tbody> </table> 2 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更に係る部分の面積が10㎡を超えるもの		類型	規模	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ5m	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの		高架水槽、物見塔その他これらに類するもの		観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ5m又は築造面積10㎡	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設		自動車車庫の用途に供する施設		石油、ガス、飼料等の貯蔵施設		汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設		彫像、記念碑その他これらに類するもの		擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ1.5m	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物も含む。)	高さ10m	空中線系(その支持物を含む。) ※ 携帯電話鉄塔、アンテナ等		自動販売機(山岳景観保全地区及び山麓景観保全地区において屋外に設置されるものに限る。)	高さ1m
類型	規模																													
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ5m																													
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの																														
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの																														
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ5m又は築造面積10㎡																													
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設																														
自動車車庫の用途に供する施設																														
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設																														
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設																														
彫像、記念碑その他これらに類するもの																														
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ1.5m																													
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物も含む。)	高さ10m																													
空中線系(その支持物を含む。) ※ 携帯電話鉄塔、アンテナ等																														
自動販売機(山岳景観保全地区及び山麓景観保全地区において屋外に設置されるものに限る。)	高さ1m																													

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ1.5m (2) 面積300㎡
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ1.5m (2) 面積300㎡
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ1.5m (2) 面積100㎡
水面の埋立て又は干拓	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ1.5m (2) 面積300㎡
木竹の伐採	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 木竹の高さ10m (2) 伐採面積300㎡

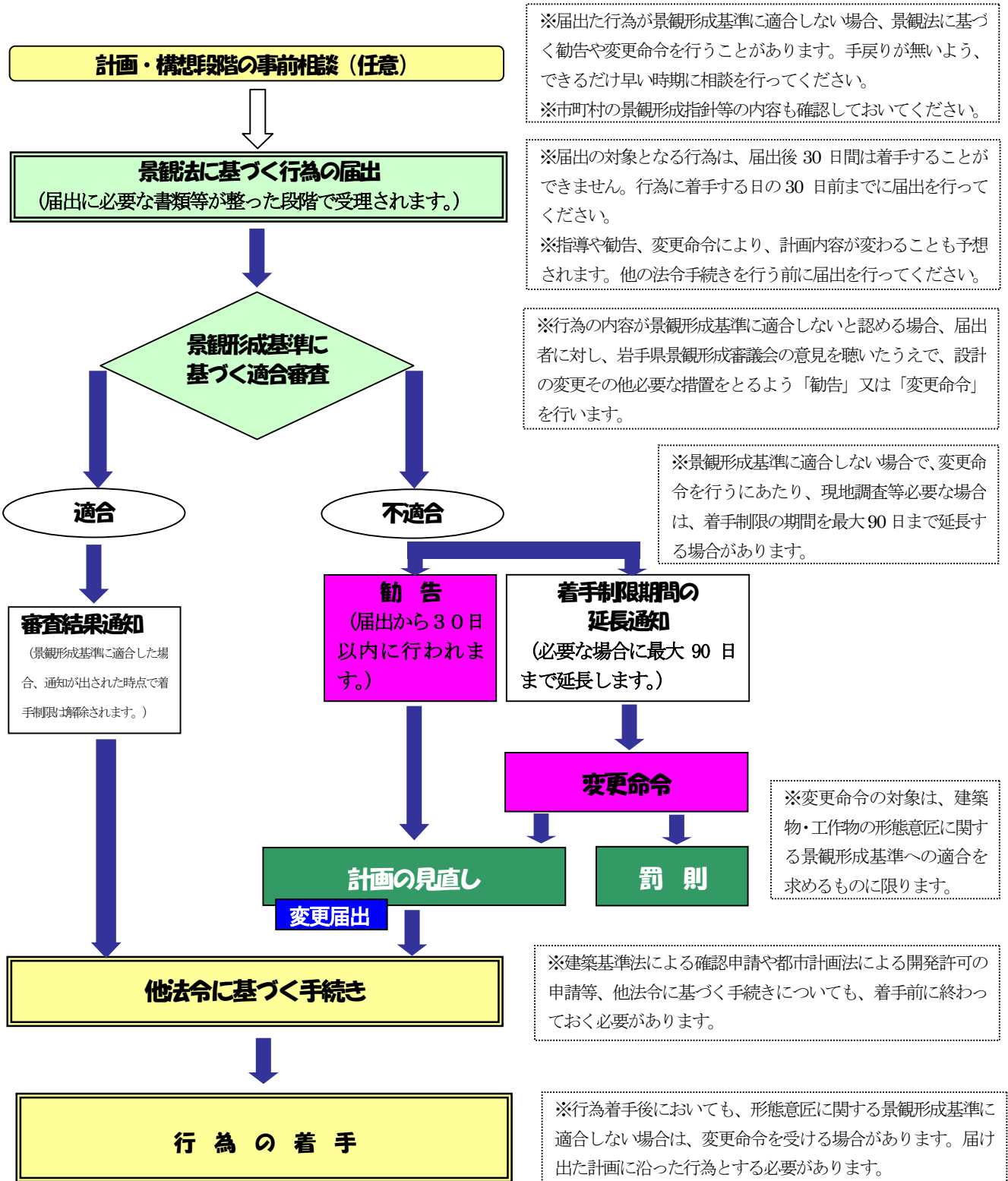
◆ 届出の対象外となる行為

1 景観法第16条第7項第1号に掲げるもの
通常管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの
ア 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
イ 仮設の工作物の建設等
ウ 次に掲げる木竹の伐採 (ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 (イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 (ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 (エ) 仮植した木竹の伐採 (オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
エ アからウに掲げるもののほか、次に掲げる行為 (ア) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (イ) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの a 建築物の建築等 b 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く。)の建設等 c 木竹の伐採 d 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(高さ1.5m以下のものを除く。) e 特定照明
オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの (ア) 建築物の建築等 (イ) 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等 (ウ) 用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置 (エ) 土地の開墾 (オ) 森林の皆伐 (カ) 水面の埋立て又は干拓
2 景観法第16条第7項第2号から第10号までに掲げるもの
(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
(2) 景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為

(3) 景観計画に景観法第8条第2項第5号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
(4) 景観重要公共施設について、景観法第8条第2項第5号ハ(1)から(6)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
(5) 景観法第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
(6) 国立公園又は国定公園の区域内において、景観法第8条第2項第5号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
(7) 景観法第61条第1項の景観地区（(8)において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
(8) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
(9) 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第32条第2項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第2項第4号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で、景観法第8条第3項第2号の制限で景観計画に定められたもののすべてが地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合に、当該地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更
3 景観法第16条第7項第11号に掲げるもの
(1) 政令で定める行為
ア 景観計画に定められた開発行為又は景観法施行令第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で景観法施行令第22条第3号イ又はロ（第24条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
イ 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第75条第1項の規定に基づく条例で景観法施行令第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
(2) 条例で定める行為
ア 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第16条第1項若しくは第41条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第34条第1項の規定により届け出て行う行為
イ 岩手県文化財保護条例第16条第1項ただし書又は第41条第1項ただし書の規定により届け出て行う行為
ウ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で堆積の期間が90日を超えないもの

3. 届出の 手続きの流れ

一定の規模を超える行為を行う場合には、届出が必要となります。
届出の受付と審査は、各広域振興局土木部又は土木センターが行います。
(連絡先、管轄などについては最終ページをご覧ください)



※届出た行為が景観形成基準に適合しない場合、景観法に基づく勧告や変更命令を行うことがあります。手戻りが無いよう、できるだけ早い時期に相談を行ってください。
※市町村の景観形成指針等の内容も確認しておいてください。

※届出の対象となる行為は、届出後30日間は着手することができません。行為に着手する日の30日前までに届出を行ってください。
※指導や勧告、変更命令により、計画内容が変わることも予想されます。他の法令手続きを行う前に届出を行ってください。

※行為の内容が景観形成基準に適合しないと認める場合、届出者に対し、岩手県景観形成審議会の意見を聴いたうえで、設計の変更その他必要な措置をとるよう「勧告」又は「変更命令」を行います。

※景観形成基準に適合しない場合で、変更命令を行うにあたり、現地調査等必要な場合は、着手制限の期間を最大90日まで延長する場合があります。

※変更命令の対象は、建築物・工作物の形態意匠に関する景観形成基準への適合を求めるものに限りです。

※建築基準法による確認申請や都市計画法による開発許可の申請等、他法令に基づく手続きについても、着手前に終わっておく必要があります。

※行為着手後においても、形態意匠に関する景観形成基準に適合しない場合は、変更命令を受ける場合があります。届出した計画に沿った行為とする必要があります。

- 罰則について
- ① 届出をせずに行為に着手した場合、又は虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第102条第1号)
 - ② 変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第101条第1号)

■ 計画・構想段階の事前相談（任意）

計画・構想段階の事前相談はあくまでも任意のものですが、届出を行った行為が、岩手県景観計画に定める「景観形成基準」に沿った計画となっていない場合、景観法に基づく「勧告」や、建築物や工作物の場合は、その形状や色彩などの形態意匠に対して「変更命令」を受けることとなります。

着手の時期が遅れたり、計画の見直しが必要となるなど、他法令に基づく申請などにも影響してきます。

手戻りとならないためにも、計画・構想段階での事前相談・協議をしていただくことをお勧めします。

また、事前相談の段階で計画の変更が必要な場合がありますので、十分余裕を持って相談するようお願いいたします。

■ 計画・構想段階での確認事項（事前相談事項）

1 景観計画区域の地域・地区の確認

岩手県景観計画では、県が景観形成を図る区域（景観計画区域）を定めています。

景観計画区域は、地域の特性に応じてさらに地域、地区に分類されています。行為を行う場所がどの地域、地区に該当するのかを確認してください。

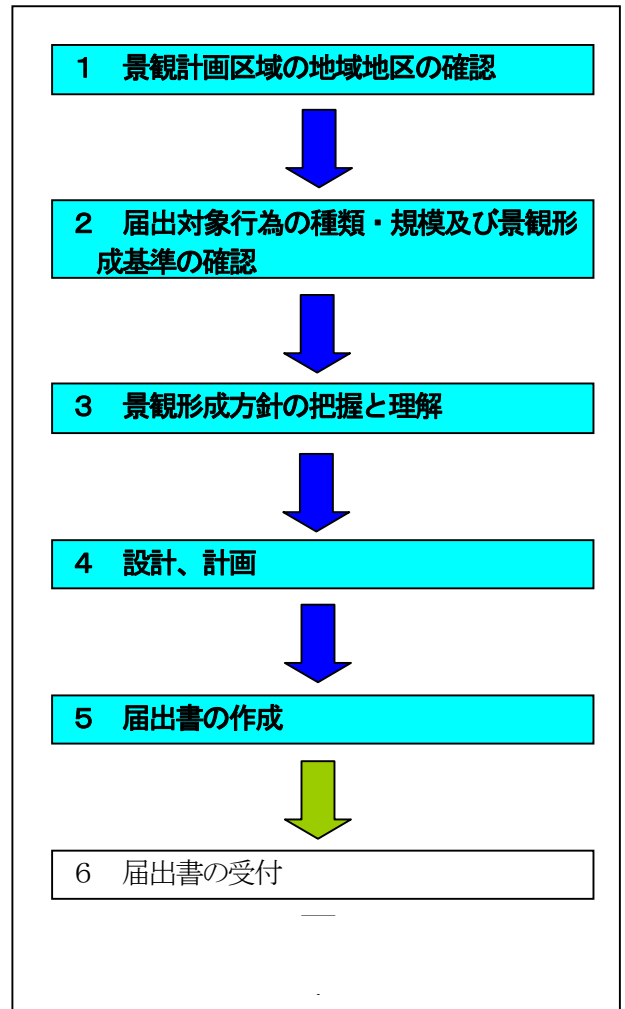
2 届出対象行為の種類・規模及び景観形成基準

行為地の地域、地区を確認し、行為の内容が届出対象行為に該当するか、該当した場合に、良好な景観の形成に向けてどのような対応が必要か、地域、地区に定められた景観形成基準について確認してください。

3 景観形成方針の把握と理解

岩手県景観計画では良好な景観の形成のための基本方針と、その目標となる景観像、保全、活用、改善を行うべき景観要素を、良好な景観に関する方針として定めています。景観形成方針の把握と理解に努めて下さい。


さらに、行為地の市町村が定める景観形成基本構想等の内容、行為地の周囲との調和など景観上特に配慮すべき要素などについても、事前に調査し、検討しておく必要があります。




■ 行為の着手の制限（景観法第18条）、変更命令（景観法第17条）


届出を行った場合、届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、届出を行った行為には着手することができません。

また、変更命令にかかる調査等に関連し、期間の延長が通知された場合は、最大90日間行為に着手することができないことがあります。

 根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事は、行為着手の制限の対象から外れます。



 変更命令 景観法に基づく「特定届出対象行為」を定めた場合、景観形成基準のうち形態意匠に関する基準に合致しなかった場合、景観法に基づく変更命令を行うことができます。

岩手県では、建築物及び工作物に係る行為を特定届出対象行為に定めています。

 変更命令のための現地調査等が必要な場合、景観法により行為に着手できない期間を30日から最大90日まで延長することが認められています。

4. 景観形成基準

岩手県景観計画では、届出対象行為について、それぞれの行為ごとに、また、地域、地区ごとに地域の特性に合わせた景観形成を行っていくための最低限の基準を設けています。景観形成基準（一般地域）又は（重点地域）を参照ください。

-  景観形成基準は地域・地区の景観特性に沿った形で定めています。地域の良好な景観を形成するため、一定規模以上の行為を行う場合、周囲の景観に配慮するとともに、自らより良い景観形成に努めましょう。
-  岩手の良好な景観は、先人達が長い年月をかけて創り上げてきた県民共通の財産です。一度失われた景観は、なかなか元には戻りません。みんなで守り、創り上げていきましょう。

※ 県では、届出を受けて景観形成基準への適合を審査し、必要に応じて指導・勧告を行い、勧告に従わなかった場合には氏名の公表、変更命令等を行います。

■ 景観形成基準（一般地域）

行為類型	景観形成基準						
	区分	規制の視点	自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産（※1）として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。				
		壁面の位置	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。	道路等の公共空間に面する壁面位置は、周辺のまち並みの連続性との調和に努めること。			
		高さ	原則として15mを超えないよう努めること。（やむを得ない事情により15mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（※2）を行うこと。）	原則として21mを超えないよう努めること。（やむを得ない事情により21mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（※2）を行うこと。）	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。		
	形態意匠	周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。				
		地域性	県が登録した地域の景観資産（※1）の周辺では、その特性と調和した形態意匠とするよう努めること。				
		外壁（圧迫感）	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。				
		屋根形状	原則として陸屋根を避けるよう努めること。（やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（※2）を行うこと。）		—		
		色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等（※3）は用いず、原則として推奨色（※4）を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。 屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。			
			避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等（※3）を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の15%以内とすること。	やむを得ず純色等（※3）を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。	やむを得ず純色等（※3）を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の25%以内とすること。	
		素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、地場の自然素材や伝統的素材等を活用し、周辺地域のまち並みや景観との調和に努めること。			
			経年変化	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。			
			反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。			
		敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率（※5）20%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率（※5）15%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、緑化率（※5）10%以上の緑化に努めること。	
	既存樹木		敷地内に既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。				
	門、塀及び柵等		門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。				
	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。				
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。				
		既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。				
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望	地域の景観資産（※1）として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。			
			位置	主要な道路（※6）の境界から5m以上後退した位置にするよう努めること。（擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するものを除く。）			
			高さ	道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないよう高さとするよう努めること。	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。		
形態意匠		周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。				
		色彩	純色等（※3）は用いず、周辺の景観と調和するよう努めること。（自動販売機を除く。）				
		素材	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。				
敷地		緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。				
その他		照明	照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。				
	自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、位置や外観の色彩の検討や、被覆等により、周辺景観と調和するよう努めること。					
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状・緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現状の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないよう努めること。				
		緑化	のり面はできる限り緑化が可能なよう配とし、周囲の植生と調和した緑化に努めること。				

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。
		離れ（圧迫感）	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。
	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
	行為後の措置	緑化	行為後は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。

注意 行為地において、市町村が景観の形成に関する基本方針等を定めている場合、その内容に適合するよう努めることが必要である。

※1 地域の景観資産 地域の景観（眺望、まち並み又は建築物等）の資産として、県が登録したものをいう。

※2 必要な措置 原則に適合しない項目について、他の方策により、原則に適合した場合と同等程度の効果を得られるよう景観対応を行い、計画書を提出すること。

※3 純色等 マンセル表色系（JIS Z 8721）において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10度以上の色をいう。

※4 推奨色 マンセル表色系（JIS Z 8721）において、次の範囲の色をいう。

色相	外壁		屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
R（赤）系	2.5以上6.0未満	6.5以下	6.0未満	6.5以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.5以下		
YR（黄赤）系	3.0以上7.0未満	6.0以下	7.0未満	6.0以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.5以下		
Y（黄）系	3.0以上7.5未満	6.0以下	7.5未満	6.0以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.0以下		
GY（黄緑）系	3.0以上7.0未満	5.5以下	7.0未満	5.5以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え5.5以下		
G（緑）系	2.5以上7.5未満	5.0以下	7.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
BG（青緑）系	2.5以上6.0未満	5.0以下	6.0未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
B（青）系	2.5以上5.5未満	5.0以下	5.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
PB（青紫）系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
P（紫）系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
RP（赤紫）系	2.5以上5.5未満	6.0以下	5.5未満	6.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.0以下		
N（無彩色）	2.0以上9.0未満	—	2.0以上7.0未満	—

緑被面積（㎡）

※5 緑化率（%） $緑化率（\%） = \frac{緑被面積（㎡）}{敷地面積（㎡） \times （1 - 建ぺい率）} \times 100$

（1） 必要緑被面積の計算は以下の方法で算定する。

① 都市計画区域内では、 $（敷地面積） \times （1 - 建ぺい率） \times （景観形成基準で定める緑化率）$ で算出する。

（例）市街地景観地区（敷地面積1,000㎡建ぺい率50%の場合） $1,000 \times （1 - 0.5） \times 10\% = 50㎡$

② 都市計画区域外では敷地面積 $\times （1 - 0.7） \times （景観形成基準で定める緑化率）$ で算出する。

（例）自然景観地区 $1,000 \times （1 - 0.7） \times 20\% = 60㎡$

（2） 緑被面積の算定は、次のそれぞれにより算定された緑被面積の合計とする。

① 樹木

樹木は、樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは下表を用いて算出する。

樹木の高さ	緑被面積
1 m 以下の場合	0.5 ㎡
1 m を超え 2 m 以下の場合	1.5 ㎡
2 m を超え 3 m 以下の場合	3.5 ㎡
3 m を超え 4 m 以下の場合	6.0 ㎡
4 m を超え 5 m 以下の場合	10.5 ㎡
5 m を超え 6 m 以下の場合	14.0 ㎡
6 m を超える場合	19.5 ㎡

② 生垣

生垣の場合は、生垣の延長に0.6mを乗じて算出する。

（例）生垣の延長 30mの場合 $30m \times 0.6m = 18㎡$ （緑被面積）



立木



※ 芝生は緑被面積には含まれません。

※6 主要な道路 国県道をいう。

■ 景観形成基準（重点地域：岩手山麓・八幡平周辺重点地域）

行為類型	景観形成基準						
	区分	規制の視点	山岳景観保全地区	山麓景観形成地区	田園景観形成地区	沿道景観形成地区	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望の確保	岩手山、八幡平等の眺望対象を妨げない位置及び規模とするよう努めること。		岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。		
			地域の景観資産（※1）として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。				
		地形の保存	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。				
		壁面の後退	主要な道路（※6）の境界から5m以上後退するよう努めること。	主要な道路（※6）の境界から3m以上後退するよう努めること。	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。		
			隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間の確保に努めること。				
		高さ	原則として13mを超えないよう努めること。			原則として15mを超えない	原則として21mを超えないよう努めること。
	やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（※2）を行うこと。						
	形態意匠	周辺との調和	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。				
		地域性	県が登録した地域の景観資産（※1）の周辺では、その景観資産と調和した形態意匠とするよう努めること。				
		外壁（圧迫感）	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。				
		屋根形状	適度な勾配を有するものとし、背景のりょう線と調和した形態とするよう努めること。	原則として陸屋根を避けるよう努めること。（やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（※2）を行うこと。）			
		色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等（※3）は用いず、原則として推奨色（※4）を用いるよう努めること。また、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺の景観と調和するよう努めること。			
			避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等（※3）を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の10%以内とすること。	やむを得ず純色等（※3）を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。		
		素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、自然素材等を活用するなど、周辺の景観との調和に努めること。			
			経年変化	屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。			
			反射	屋根及び外壁等には、原則として周囲に反射する光沢素材を用いないこと。	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。		
		敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率（※5）30%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率（※5）20%以上の緑化に努めること。		
	既存樹木		敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努めること。				
	門、塀及び柵等		門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。				
	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。				
照明		屋外照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。					
付属建物		車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。					
既存の改善		増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。					
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・規模・高さ	眺望の確保	岩手山、八幡平等の眺望対象を妨げない位置及び規模とするよう努めること。		岩手山や八幡平の眺望をできる限り阻害せず、周辺の景観から突出した印象を与えない位置及び規模とするよう努めること。		
			地域の景観資産（※1）として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。				
	地形の保存	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。					
	位置	主要な道路（※6）の境界から5m以上後退するよう努めること。ただし、次のものを除く。 （1）擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するもの （2）電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これらに類するもの（その支持物を含む。）。ただし、高さ20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m）以下のものに限る。					

	高さ	原則として高さは、13mを超えないものとし、道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないよう努めること。ただし、機能上やむを得ない場合は、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障のないものについては、この限りでない。	周辺の景観を形成するスカイラインから突出しないよう努めること。	
	形態意匠	周辺の調和	周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 擁壁にあつては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。	
	色彩	推奨色	純色等（※3）は避け、周辺の景観と調和するよう努めること。（自動販売機を除く。）	
	素材	経年劣化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。	
	敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。	
	その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。 照明を設置する場合は、動光又は点滅を伴わないものとする。こと。（他法令等により設置が義務付けられているものは除く。）	—
		自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、単独とせず、建物等に添った位置や色彩、被覆等により、周辺の景観と調和させるよう努めること。	—
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状及び緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないよう努めること。	
		緑化	のり面は、できる限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化に努めること。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。	
		離れ	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。	
		高さ	物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減に配慮し、高さを低くするよう努めること。	
鉤物の採掘又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。	
	行為後の措置	緑化	行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。	
木竹の伐採	伐採の規模・方法等	規模	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とするよう努めること。	
		道路沿い	道路の境界付近の木竹は、保存するよう努めること。	
	既存樹木	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植による活用に努めること。		
	行為後の措置	緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。	

注意書き：景観形成基準（一般地域）※1～6に同じ。

5. 行為(変更)届出書

景観計画区域内において届出対象行為を行おうとする場合の届出は、「景観計画区域内における行為(変更)届出書」により行います。
記載にあたっては、備考欄を参照ください。

【届出書様式 一般地域の場合】

※共同住宅の新築や宅地造成のための開発行為など、行為の目的を記入下さい。

※行為の着手制限により、届出を受理されてから30日経過後で無ければ工事に着手できません。

年 月 日

(表)

様式第1・2号(規則第3・4条関係)

岩手県知事 様

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名)

景観計画区域内における行為(変更)届出書

景観法第16条第1項(第2項)の規定により、景観計画区域内の行為について、次のとおり届出ます。

行為に係る指定地域・地区の名称				他法令による地区指定等の状況	※	
行為の目的						
行為の場所						
予定期日等	行為着手予定日	年 月 日	行為完了予定日	年 月 日		
行為の種類及び施行方法	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)				
		用途()				
		区分	行為部分	既存部分	合計	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ	m	m		
	工作物	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)				
		用途()				
		区分	行為部分	既存部分	合計	
		築造又は表示面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m		
開発行為等	開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓					
	面積	のり面又は擁壁の高さ	のり面又は擁壁の長さ			
	m ²	m				
屋外における物の集積又は貯蔵	集積、貯蔵(土石、廃棄物、再生資源、その他())					
	高さ	土地面積				
鉱物の掘採又は土石の採取	鉱物の掘採、土石の採取					
	面積	のり面又は擁壁の高さ	のり面又は擁壁の長さ			
	m ²	m				
木竹の伐採	目的	主な伐採樹種	伐採種別	高さ	伐採面積	本数
担当者	住所	氏名	電話番号			
景観形成のために特に配慮した事項						
その他の参考事項						

※該当する行為を○で囲んで下さい。()内には用途(共同住宅など)を記入下さい。

※外観の変更とは、建築物または工作物の増築、改築に当たらない場合に該当します。

※工作物の高さについては、当該工作物の高さを記入下さい。なお建築物と一体で設置される場合は括弧書きで地盤面からの高さを記入して下さい。

※その他の参考欄には、他の法令等の規定により許可等が必要な場合などの参考となる事項を記入下さい。

※担当者が届出者の代理人である場合は、添付図書として委任状を添付して下さい。

- 備考1 ※欄は、記載しないこと。
- 建築物及び工作物の欄の新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)は、該当する事項を○で囲むとともに()内に用途等を記載すること。(開発行為等、鉱物の掘採又は石の採取、屋外における物の集積又は貯蔵欄についても同じ。)
 - 建築物及び工作物の欄の外観の変更とは、建築物又は工作物の増築又は改築に当たらないものであること。
 - 構造物欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記載すること。
 - 建築物及び工作物の高さは地盤面からの最高高さ(避雷針を除く。)をいう。なお、工作物欄の高さとは、当該工作物の高さをいう。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書きにて地盤面から当該工作物の上端までの高さを記載すること。
 - 伐採種別欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。

※届出書には「景観形成基準チェックリスト」の添付を求めています。その中で周辺景観の特性について記載いただくこととしております。周辺景観の特性をふまえて特に配慮した点について記載下さい。
例) 敷地周辺は伝統的な建物により街並みが形成されていると共に、通りは景観資産である〇〇を眺望する位置となっていることから、伝統的意匠を採用し、街並みの調和を図ると共に、景観資産の眺望を確保するため、周辺建築物と大きく異ならない規模とした。

6. 届出書に添付する図書

景観法に基づく届出の添付図書は、届出書裏面に、各行為ごとに記載しています。

【例：建築物・工作物の新築等行為を行う場合の添付図書等】

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【建築物等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
建築物の新築等	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 地域の景観資産の眺望を妨げない位置及び高さとなっていることわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路などの公共施設、目標となる地物及び行為の位置、景観資産がある場合はその名称とその眺望報告及び視点
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、敷地内における届出に係る建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物、工作物等の別、建築物等の各部分の高さ、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料、緑化率算定表及び植栽計画
	各階平面図	縮尺、方位、寸法及び開口部の位置
	2面以上の立面図	縮尺、方位、開口部又は附属設備の位置又は形状及び壁面又は屋根の仕上げ材料又は色彩（色彩はマンセル記号で表示すること。） （避けるべき色を使用した場合は、その面を含む立面図を加えること。）
	カラー現況写真	行為の場所及びその周辺の状況、撮影位置及び方向（配置図に示すこと。） 景観資産がある場合は、視点から当該行為地及び景観資産を写した写真
	面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの建築面積及び延べ面積 各面の屋根及び外壁の見付面積、避けるべき色の使用面積

※景観形成基準チェックシートは別添参考資料を参照

景観計画区域内における行為（変更）届出書の添付書類

【工作物等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
工作物の新築等	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 地域の景観資産の眺望を妨げない位置及び高さとなっていることわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置、景観資産がある場合はその名称とその眺望報告及び視点

配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、主要な道路からの後退距離、敷地内における届出に係る工作物の位置、届出に係る工作物と他の建築物、工作物等の別、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料
平面図 又は横断面図	縮尺、方位及び主要部分の寸法
2面以上の側面 図又は縦断面 図	縮尺、工作物の高さ、主要部分の寸法、仕上げ材料及び色彩（色彩はマンセル記号で表示すること。）
カラー現況写 真	撮影位置及び方向（配置図に示すこと。） 景観資産がある場合は、視点から当該行為地及び景観資産を写した写真
面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの築造面積及び延べ面積

※ 景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付すること。

《縮尺等》

- 景観法施行規則第1条第2項第1号（建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。）の建設等）
 - ・ 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺 2500 分の 1 以上）
 - ・ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - ・ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上）
 - ・ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（縮尺 50 分の 1 以上）
- 景観法施行規則第1条第2項第2号（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為）
 - ・ 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺 2500 分の 1 以上）
 - ・ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - ・ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺 50 分の 1 以上）
- 景観法施行規則第1条第2項第3号（その他参考となるべき事項を記載した図書）
- 景観法施行規則第1条第3項第4号（添付が必要なものとして条例で定める図書）
 - ・ 景観形成基準への適合に関する事項を記載した書類（景観形成基準チェックシート）
- 岩手の景観の創造と保全に関する条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）第 6 条第 3 項の規則で定める図書（建築物の建築等又は工作物の建設等及び開発行為以外の届出対象行為）
 - ・ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺 2500 分の 1 以上）
 - ・ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - ・ 設計図、造成計画図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺 100 分の 1 以上）

ただし、行為の規模が大きいため、指定された縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、規模に応じて適切な縮尺の図面に代えることができます。

7. 適合審査への 対応

届出が行われた場合、景観形成基準に対する適合審査が行われます。

景観計画に定める景観形成基準に適合しない場合、県では、景観法に基づく勧告、変更命令を行う前に、計画の見直しについて指導を行います。指導に沿った対応をお願いします。

■ 計画内容の見直し

岩手県景観計画（景観形成基準）への適合審査の結果、不適合となった場合は、設計内容の見直しを求める是正指導を行います。

是正が行われない場合は、景観法及び景観条例に基づき、勧告・変更命令や氏名などを公表する場合があります。

また、計画内容の見直しにより設計内容に変更が生じた場合は、変更届出が必要となり、着手時期が延びることとなります。

■ 適合通知書の交付

適合審査の結果、景観計画に定める景観形成基準に適合すると認めた場合は、「審査結果通知書」を交付します。

届出の審査過程で、設計内容に変更（建築物などの意匠や配置の変更）が生じる場合があります。他法令の手続き（建築確認申請などの手続き）へ確実に反映させるようにしてください。

■ 行為の着手制限

景観法第18条の規定により、届出書を受理した日から30日を経過した後でなければ、行為に着手することはできません。（変更届出を行った場合は、変更届出が受理された日から30日を経過したのちでなければ行為に着手することができません。）

ただし、「審査結果通知書」の交付を受ける際に「期間短縮通知書」の交付を受けた場合は、30日を経過せずに、行為に着手することができます。

■ 届出の変更

届出に係る事項のうち、設計又は施工方法を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出る事となっています。

ただし、設計又は施工方法を変更する場合であっても、通常の管理行為や軽易な行為については、変更の届出は必要ありません。

参考. いわて希望景観ガイドライン

■ いわて希望景観ガイドライン

良好な景観の形成のため、景観形成基準を超え、更により良いものとする工夫や、より望まれる対応のあり方を、いわて希望景観ガイドラインとして次のとおり定めます。以下の行為を行う場合は、良好な景観の形成を目指して、それぞれの行為が、このガイドラインに沿って行われるよう、全ての人が自発的な対応に努める必要があります。

1 建築物（住宅等も含む。）

区分	ガイドライン
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域で親しまれている眺めを妨げないような位置や高さにするよう努めましょう。 ◎ 山すその地域では、道路等の公共空間から見て、山のりょう線を分断することのないよう努めましょう。 ◎ まち並みや地域の景観とバランスの取れた配置を考えるよう努めましょう。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 敷地内に複数の建築物を建築する場合は、一体感のある形態意匠とするよう努めましょう。 ◎ 周囲の景観と調和した形態意匠となるよう努めましょう。 ◎ 景勝地や昔ながらのまち並み等、地域で親しまれている景観の周辺では、その魅力を壊さないような形態意匠とするよう努めましょう。 ◎ 地域ごとの建築の型（屋根形状や勾配、軒の出等）を尊重した形態意匠とするよう努めましょう。 ◎ 物置等の付属屋は、母屋や周囲の景観と調和するよう努めましょう。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 周囲の景観との調和に配慮し、周囲の建築物と同じような色相、トーンの色を選択するよう努めましょう。 ◎ 大きな壁面に装飾を施す場合は、周辺景観への影響の大きさを考慮して必要性を判断しましょう。また、表示後の適切な管理方法も検討しましょう。 ◎ 壁面に屋外広告物を表示する場合は、周囲の景観との調和に配慮し、良好な公共空間の創造に向けて、質の高いデザインとなるよう努めましょう。
敷地	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 塀、柵等を設置する場合は、できる限り生垣とし、潤いのある景観の創出に努めましょう。
その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 照明は必要最小限とし、星空が見える良好な夜間景観の形成に努めましょう。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 適時適切な補修や手入れ等の維持管理を行うよう努めましょう。 ◎ 敷地内についても、道路等の公共空間からの見え方を考え、物を置く位置や規模、方法について配慮するよう努めましょう。 ◎ 使用されていない建築物（廃屋等）は、放置することなく撤去も含め適切な管理を行うことで、地域の良好な景観の形成に努めましょう。 ◎ 建築物を撤去した後の敷地は、緑化等により、周囲の景観との調和に努めましょう。

2 工作物

区分	ガイドライン
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域で親しまれている眺めを妨げないような位置や高さにするよう努めましょう。 ◎ 位置（離れ）や高さを工夫し、道路等の公共空間から目立たないよう努めましょう。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景勝地や昔ながらのまち並み等、地域で親しまれている景観の周辺では、その魅力を壊さないような形態意匠とするよう努めましょう。 ◎ 電柱等は、無電柱化や配電方法の工夫により、電柱や電線の存在をできるだけ目立たせないように努めましょう。 ◎ 携帯電話鉄塔等は、設置者相互の協力のもと、集合化に努めましょう。

色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 屋外広告物は、設置者相互の協力のもと、集合化に努めましょう。 ◎ 周囲の景観との調和に配慮し、周囲の建築物と同じ色相、トーンの色を選択するよう努めましょう。 ◎ 大きな面に装飾を施す場合は、周辺景観への影響の大きさを考慮して必要性を判断しましょう。また、表示後の適切な管理方法も検討しましょう。 ◎ 屋外広告物を表示する場合は、周囲の景観との調和に配慮し、良好な公共空間の創造に向けて、質の高いデザインとなるよう努めましょう。 ◎ 自動販売機は、野立てをできるだけ避け、周囲の景観と調和するよう努めましょう。
敷地	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 塀、柵等を設置する場合は、できる限り生垣とし、潤いのある景観の創出に努めましょう。
その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 照明は必要最小限とし、星空が見える良好な夜間景観の形成に努めましょう。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 適時適切な補修や手入れ等の維持管理を行うよう努めましょう。 ◎ 不要となった工作物は速やかに撤去する等、地域の良好な景観の形成に努めましょう。

3 土地の形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。）

区分	ガイドライン
のり面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 新たに作るのり面や擁壁が、最小限の規模となるよう努めましょう。

4 鉱物の掘採又は土石の採取

区分	ガイドライン
事前検討	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の景観に大きな影響を及ぼす行為であることを踏まえ、事前に、周囲の景観との調和について、十分検討を行うよう努めましょう。
位置	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行為の場所は、地形を生かす等、道路等の公共空間から目立たない場所を選択するよう努めましょう。 ◎ 山のりょう線等、遮蔽が困難な場所での行為は避けるように努めましょう。

5 屋外における物件の堆積

区分	ガイドライン
位置	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行為の場所は、地形を生かし、道路等の公共空間から目立たない場所を選ぶよう努めましょう。
被覆	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 堆積物をおおう場合、できるだけ目立たない色や素材の活用に努めましょう。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 放置することなく、適切に維持管理を行うよう努めましょう。

6 木竹の伐採

区分	ガイドライン
面積等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 面積や方法について工夫を行い、周囲の景観との調和に努めましょう。
搬出路	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 搬出路は、緑化等によって周囲の景観との調和に努めましょう。

8. 事前相談及び 届出先

景観法に基づく行為の届出及び事前相談等については、最寄りの広域振興局土木部、土木センター（岩手土木センターを除く。）にお願いいたします。

	担当課名	住所	電話	管轄
岩手県 県土整備部	都市計画課 まちづくり担当	020-8570 盛岡市内丸10-1	TEL : 019-629-5891 FAX : 019-629-9137	
盛岡広域振興局 土木部	建築住宅室 建築指導課	020-0023 盛岡市内丸11-1	TEL : 019-629-6650 FAX : 019-629-6924	八幡平市、雫石町、 葛巻町、岩手町、滝沢村、 紫波町、矢巾町
県南広域振興局 土木部	調整課	023-0053 奥州市水沢区大手町1-2	TEL : 0197-22-2881 FAX : 0197-51-1405	金ヶ崎町
県南広域振興局 花巻土木センター	企画グループ	025-0075 花巻市花城町1-14	TEL : 0198-22-4971 FAX : 0198-22-2529	花巻市
県南広域振興局 遠野土木センター	土木企画スタッフ	028-0525 遠野市六日町1-22	TEL : 0198-62-9938 FAX : 0198-63-1088	
県南広域振興局 北上土木センター	企画スタッフ	024-8520 北上市芳町2-8	TEL : 0197-65-2738 FAX : 0197-63-8378	西和賀町
県南広域振興局 一関土木センター	建築指導課	021-8503 一関市竹山町7-5	TEL : 0191-26-1418 FAX : 0191-26-1425	
県南広域振興局 千厩土木センター	土木企画スタッフ	029-0803 一関市千厩町千厩字北上85-2	TEL : 0191-52-4971 FAX : 0191-51-1041	
沿岸広域振興局 土木部	調整課	026-0043 釜石市新町6-50	TEL : 0193-25-2708 FAX : 0193-21-1106	大槌町
沿岸広域振興局 大船渡土木センター	建築指導課	022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1	TEL : 0192-27-9919 FAX : 0192-27-3225	大船渡市、陸前高田市、 住田町
沿岸広域振興局 宮古土木センター	建築指導課	027-0072 宮古市五月町1-20	TEL : 0193-64-2221 FAX : 0193-71-1239	宮古市、山田町
沿岸広域振興局 岩泉土木センター	建築指導課	027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24-3	TEL : 0194-22-3116 FAX : 0194-22-5222	岩泉町、田野畑村
県北広域振興局 土木部	土木技術企画グループ	028-8042 久慈市八日町1-1	TEL : 0194-53-4990 FAX : 0194-61-1123	久慈市、洋野町、普代村、 野田村
県北広域振興局 二戸土木センター	土木技術企画グループ	028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3	TEL : 0195-23-9209 FAX : 0195-22-1084	二戸市、軽米町、九戸村

※ 景観行政団体である盛岡市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、平泉町、一戸町の区域については、各市町へ届出してください。

岩手県県土整備部都市計画課まちづくり担当
020-8570 盛岡市内丸10-1
TEL 019-629-5891
FAX 019-629-9137